

生産性向上設備投資促進税制に係る証明書発行に関するQ&A

1. 税制全体に関する件

<p>Q1. 生産性向上設備投資促進税制の目的は何ですか？</p>	<p>A1. 産業競争力強化法の施行に伴い、質の高い設備投資の促進を行うことによって事業者の生産性向上を図り、もって我が国経済の発展を図るため、A 類型「先端設備」や B 類型「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の導入に対して、税額控除や特別償却等の税制措置を受けられる制度です。</p>
<p>Q2. 誰が生産性向上設備投資促進税制を利用できるのですか？</p>	<p>A2. A 類型あるいは B 類型の要件を満たした設備を導入した、青色申告をしている法人及び個人事業主（ユーザー）が対象です。</p>
<p>Q3. 生産性向上設備投資促進税制を利用するにはどうすればいいのですか？</p>	<p>A3. A 類型の設備を導入した／するユーザーは、当該設備を生産した機器メーカー等に、証明書の発行を依頼して下さい。</p> <p>メーカー等は証明団体（工業会等）に、当該設備が税制の対象となる要件を満たしているか確認を求め、該当する場合は、証明書の発行を受けて下さい。</p> <p>メーカー等は発行された証明書をユーザーに渡して、ユーザーは税務申告の際に、確定申告書に証明書を添付して下さい。</p> <p>なお B 類型の設備を導入した／する場合は、証明団体ではなく、各地の経済産業局の確認を受ける必要があります。</p> <p>※以下、この Q&A では A 類型の設備に関する説明のみ記載します。</p>

Q4. 生産性向上設備投資促進税制に関する
問い合わせ先はどこですか？

A4. 経済産業省に設けられた「生産性税制電話相談窓口」にお尋ね下さい。

電話番号：03-3501-1565

対応時間：平日9:00～12:00、13:00～17:30

※一般の方（メーカー、ユーザー、税理士等）からの問い合わせを受け付けています。

2. 税制の適用を受けられる設備について

Q5. ○○という機械について、税制の適用
を受けたいのですが可能でしょうか？

A5. この税制は、具体的な機械の種類や名称に定めて、適用の可否を定めておりませんので、
機械名を挙げてお尋ねいただいても、その可否は判断できません。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令に記された以下の設備のうち、一定の要件（3）を
満たすものが税制の適用を受けられますので、まずは申請したい機械が以下のいずれかに該
当するかご確認下さい。

- 1 食料品製造業用設備、2 飲料・たばこ又は飼料製造業用設備、3 繊維工業用設備
- 4 木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備、 5 家具又は装備品製造業用設備
- 6 パルプ、紙又は紙加工品製造業設備、7 印刷業又は印刷関連業用設備、8 化学工業
用設備、9 石油製品又は石炭製品製造業用設備、 10 プラスチック製品製造業設備（他
の号に掲げるものを除く。）、11 ゴム製品製造業用設備、12 なめし皮、なめし皮製品又は
毛皮製造業用設備、13 窯業又は土石製品製造業用設備、14 鉄鋼業用設備、15 非鉄金
属製造業用設備、16 金属製品製造業用設備、17 はん用機械器具（はん用性を有するもの
で、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に
供されるものをいう。）、18 生産用機械器具（物の生産の用に供されるもの）、19 業務用
機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであって物の生産
の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業設備（第17号、第21号及び第23号に掲
げるものを除く。）、20 電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備

	<p>21 電気機械器具製造業用設備、22 情報通信器具製造業用設備、23 輸送用機械器具製造業用設備、24 その他の製造業用設備、25 農業用設備、26 林業用設備、27 漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）、28 水産養殖業用設備、29 鉱業、採石業又は砂利採取業用設備、30 総合工事用設備、31 電気業用設備、32 ガス業用設備、33 熱供給業用設備、34 水道業用設備、35 通信業用設備、36 放送業用設備、37 映像、音声又は文字情報制作業用設備、38 鉄道業用設備、39 道路貨物運送業用設備、40 倉庫業用設備、41 運輸に附帯するサービス業用設備、42 飲食料品卸売業用設備、43 建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備、44 飲食料品小売業用設備、45 その他の小売業用設備、46 技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）、47 宿泊業用設備、48 飲食店業用設備、49 洗濯業、理容業、美容業又は浴場用設備、50 その他の生活関連サービス業用設備、51 娯楽業用設備、52 教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備、53 自動車整備業用設備、54 その他のサービス業用設備、55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> - 公害防止用減価償却資産 <p>※なお、<u>車両運搬具</u>に該当する資産は、この税制の対象外です。</p>
--	--

<p>Q6. 申請したい機械がどの資産分類に当たるのかわからないのですが？</p>	<p>A6. 買い替えの場合は、購入するユーザーにおいて、既存の機械が上記のいずれかの資産区分で計上されているかを確認して下さい。もし、初めて購入される機械である場合、どの資産区分で計上するかは税務署にお尋ね下さい。（証明団体あるいは経済産業省では判断できません。）</p>
---	---

<p>Q7. 自社で製造した、自社で使用するために資産計上する機械は税制の対象となりますか？</p>	<p>A7. 取得（購入）するもの以外に、自ら制作するものも対象となります。この場合、申請者は設備の導入者になります。</p> <p>この場合の取得価額の算出には、当該資産の製作等のために要した原材料費、労務費及び経費の額、および当該資産を事業のように供するために直接要した費用の額が含まれます。</p>
<p>Q8. 中古品は対象となるか？</p>	<p>A8. 中古品は対象となりません。</p>
<p>Q9. リース資産については対象となるか？</p>	<p>A9. リース資産については、ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転リース取引により賃借人が取得したものとされる資産については対象となります。</p> <p>ただし、ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外リース取引により賃借人が取得したものとされる資産については、税額控除のみの適用となります（即時償却・特別償却は利用不可）。</p> <p>なお、税額控除額は毎年のリース料金の5%ではなく、リース資産額の5%となる。</p> <p>また、オペレーティング・リースについては、この税制の対象外です。</p>
<p>Q10. レンタル資産については対象となるか？</p>	<p>A10. 物品賃貸目的に物品賃貸事業者が取得する場合は対象外です。</p>
<p>Q11. 親会社の子会社に貸し付けて使用される機械も対象となるか？</p>	<p>A11. 本税制は、租税特別措置法に定義されている通り、貸付設備は対象外となっています。</p> <p>例えばグループ内の親子間の貸付であっても、また利用料をとらない無償の貸付であっても、対象外となります。従って、「親会社が購入して所有するが、設置場所（設備を使う人）は子</p>

	<p>会社」といった申請の場合、原則（※）税制の対象とはなりませんのでご注意ください。</p> <p>※例外として、下請け事業者に貸し付け、その下請け事業者が専ら所有者（貸し出し側）のために加工等を行う場合は対象になるとされています。これに該当するかどうかは、経済産業省ではなく国税庁・税務署が判断することとなります。</p>
--	---

<p>Q12. 日本で購入して、海外に設置する場合、対象となるか？</p>	<p>A12. 国内で設置する場合のみ対象となります。</p>
---------------------------------------	---------------------------------

日本産業車両協会での証明書の発行業務について

<p>Q13. 日本産業車両協会が、証明団体として証明書を発行できる設備は何ですか？</p>	<p>A13. 日本産業車両協会は、主として産業車両や搬送システム等のメーカーで構成される団体のため、<u>A5の1～55に掲げたもののうち、原則として、荷役機械や搬送機械に当たる機械装置について証明書の発行を行っています。</u></p> <p>1～55の機械装置であっても、製造装置や測定装置等については、私どもでは知見がないために責任をもって要件の適否について判断できないこともあるため、他の証明団体への申請をお願いする場合がありますので、予めご了承下さい。</p>
--	--

<p>Q14. 申請は機器メーカーでないといけないのでしょうか？</p>	<p>A14. 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、申請者は原則機器メーカーとするが、代理店や子会社等で正確な申請が可能と判断できる場合は、機器メーカーに代わって代理店や子会社等が申請者となることも可能です。</p> <p>ただし、ユーザー自身が申請する場合やメーカーでも代理店等でもない第三者による申請に</p>
--------------------------------------	--

	<p>ついては、正確な申請が可能とは判断しづらいため、やはりメーカー、代理店あるいは子会社から申請して下さい。</p>
--	---

<p>Q15. 同じ設備を複数個導入する場合、証明書も複数枚必要となるのでしょうか？</p>	<p>A15. <u>同時に複数の同じ設備を導入する場合には</u>、証明書に導入する個数を記載いただくことで一枚の証明書にて対応可能です。</p>
--	--

税制の適用要件について（生産性向上指標等）

<p>Q16. 生産性向上（年率1%）を示す指標は何を選べばよいのでしょうか？</p>	<p>A16. 生産性向上指標については、経済産業省でも「様々な機能に対する設備メーカーの創意工夫を促す観点から、メーカーに一任します。なお、各団体は、その指標が生産性の向上を図るための判断基準としてふさわしいものであるかどうかを確認して下さい。」としています。</p> <p>ご参考まで、これまでに発行した証明書の事例では、以下のような指標で申請いただき、適当と判断しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①エネルギー使用量／燃費 ②作業効率（機械の作業速度アップや作業サイクルの改善に資する機械、一度に可能な作業量の増加、連続作業が可能な時間の延長等） ③作業精度 <p>ただし、例えば上記の①で年率0.5%向上、②で年率0.5%向上のため、合計1%とすることで要件を満たすことはできません。あくまでの単一の指標で年率平均1%向上が要件です。</p>
---	---

<p>Q17. 機能的な向上がない場合でも、生産性が向上していればよいのでしょうか？</p>	<p>A17. 例えば、燃料タンクを増量して、連続作業可能時間を延長させた機械の場合、全く他の性能や構造が変わらず、単純に容器を大きくしただけの場合は生産性向上の指標とはいえません。従来は大きな容器を搭載することができなかったが、技術革新や構造変更により大きな容</p>
--	---

	器を搭載できるようになったような場合は、容器が大きくなったことは生産性向上の指標と言えます。
--	--

Q18. 搬送装置で、使用している台車を増やした新設備を導入する場合、対象となるか？	A18. 例えば、機械内に搬送台車が一代前モデルでは3台装備されていたものが、最新設備では6台に増えたため、作業速度が向上したといった場合、AタイプではなくBタイプでの適用を申請して下さい。
--	---

比較対象の無い設備について

Q19. 自社で生産性向上について比較すべき対象となる一代前モデルがない場合、どうすればよいか？	<p>A19. 比較すべき旧モデルが全くない場合には、比較する指標がないため最新モデルであることのみが要件となるとされているが、ここでいう旧モデルがない（比較対象がない）というのは、例えば新設会社における第一号製品で、それ以外の製品が社内に一切存在しない場合等、非常に限定的な場合のみを指します。</p> <p><u>新たなアイデアや新たな作業対象ということで開発した新製品で、直接的な旧モデルがない場合も必ず社内の似たような用途で使われる設備と性能比較をして、申請の際記載して下さい。</u></p> <p>例えば今までは〇〇を検査する装置を作っていて、今回は初めて△△を検査する装置を作ったという場合、新製品であり比較不要と判断するのではなく、検査の能力（単位時間当たりの検査量／精度／消費電力等）を比較してください。</p>
--	---

Q20. 自社で生産性向上について比較すべき対象となる一代前モデルがない場合、他社製	A20. 本税制は、必ず同一メーカー内の製品と比較をすることとなっており、他社製品との比較は認められておりません。
--	---

品と比較してもよいか？

例えば、前項のような、直接的な旧モデルが社内になくてどれと比較をすべきか迷う場合も、他社に似たような設備があったとしても比較は不可です。

万が一、他社製品と性能比較をして証明書を発行してしまっている事例があったら、その証明書は無効となります。